



Justice
&
Vigor

発信：弁護士法人

シティサンライズ法律事務所

弁護士 浦田 益之

弁護士 和田 恵

弁護士 磯谷 太一

Tel 058-265-1708

✉ info@urata-law.com

裁判官は弁明しない

―判決理由と説諭の話

- 1 まず、裁判官は判決の理由を説明する義務を負わない。

裁判長は、判決を宣告した後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができる。刑訴規則221条の規定だ。

これが俗にいう裁判官の説諭であり、気の利いたものはメディアに出たり文献にも登場する。

ところが、裁判長（合議体の代表者）はとあることを言い訳にして、訓戒は一切しない裁判官（単独体）もいる。

1954（S49）年12月2日、東京高裁判決は、

上訴期間の告知、保護観察の説示および判決宣告後の訓戒の手続が終わらない間は、判決宣告の手続きが終了したとはいえない

として、説諭のことにも触れている。

- 2 説諭となると、年配の法曹なら、誰もが知る昭和の岩窟王事件での「司法の詫び状」と名がつくものがある。

いわく

実に半世紀の久しきにわたり、あらゆる迫害に耐え、自己の無実を叫び続けてきたその崇高な態度、生命力に深甚なる敬意を表し、余生の幸多からんことを祈念する

1963（S38）年2月18日、名古屋高裁の小林登一裁判長が、吉田石松氏に対する第6次再審請求事件で無罪を宣告した。

元被告人や受刑者の身分でなくなった吉田氏を「吉田翁」と呼び、その内容も将来への訓戒とは違っていた。それは、正に、我々の先輩が犯した過誤をひたすらに陳謝するものであった。

もっとも、この陳謝の意味を理解するには、逮捕から50年近くもの間一貫して無実を訴え続け、仮出所後において自分を強盗殺人の主犯格にでっち上げた二人の男（無期懲役）を探し当て、偽証の事実を暴くに至った、それこそ、想像を絶する苦難の歴史と冤罪を背負わされたひとりの男の過酷すぎる人生のことを知っていなければならない。

1963（S38）年は、私が司法試験に受かった年に当たり、小林裁判長の語り口を耳にして、法の権威を守るなら、裁判所あるいは裁判官はこうでなければならないと、高揚感を覚えた記憶が今も残っている。

- 3 他にも、「裁判も人なり」を連想させる説諭があった。

1998（H10）年1月14日、私の長男が弁護したプロ野球のK野球選手の脱税事件であり、名古屋地裁佐藤学裁判官は、

野球も人なりといった先人がいる

選手としてのプレーはもとより、人間たる者の有り様を意味している

これなくして、何のスポーツマンシップか

と説いた。

また、タレントKが写真週刊誌本社を襲撃した事件にあつては、東京地裁の中山善房裁判官は、

今後、タレントとしての活躍が社会に大きな影響を与えることを自覚し、驕ることなく、謙虚に、責任ある行動を取るよう求める

と戒めた。

- 4 一個人の主義・主張ではなく、裁判官としての考えや想いは、何も説諭に表現されるとは限らない。

判決の理由づけであったり、訴訟指揮や被告人の補充尋問にもそれが出たりする。

例えば、被告人に対して反省文を書いて提出せよと命じたり、判決の宣告を先延ばしにしておきその間でのボランティア活動を促がしたりする例もある。

あるいは、自分もまたいじめに遭ってつらい思いをしたが、少しでも人の役に立ちたいと頑張ってきた／今の君なら必ず立ち直ることができる／裁判官も君を信じて応援すると、同じ境遇にあったことを持ち出してエールを送ったりする裁判官もいる。

感銘を呼ぶものに、被害者の様子につき言及してくれるものがある。

例えば、次の如しだ。

被害者のA女は、生き物や自然が大好きで、それこそ命を大切にする少女だった

父は、小さいながらも商いに徹し、どんな注文にも応じるなどして、その誠実な人柄は多くの人に好かれていた

母も夫を支え懸命に働いており、両親は一人の娘の花嫁姿をどんなに楽しみにしていたとか

また、

B幼子は、親の愛情を求める一方で、その親から虐待を受ける毎日をどんな思いで耐えていたとか

この世をどう受け止め、人世を閉じて行ったのか

裁判の関係者は、被告人だけではない。

被害者参加制度は、被害者の存在を改めてクローズアップさせた。

被害者ないしその遺族は、裁判の中で自分らがどう扱われているかを注視しているのだ。

これを民事判決の例で探すなら、1991年9月10日、名古屋地裁岡崎支部の宗哲朗裁判官が、原告の離婚請求を棄却した理由の中で、モーリス・メーテルリンク作の童話劇を引き、「二人して何処を探しても見つからなかった青い鳥を身近に探すべく、じっくり腰を据えて、真剣に、気長に、話し合うこと」求めた。

- 5 この地方では、正統派（？）の裁判官が多いためか、法廷で人間味の出る場面に出会うことはまずない。

- (1)或る刑事事件で、私が憲法違反を争っていて、判決宣告には報道陣が多数詰めかけていたところ、Y裁判官は、緊張の余りか、すぐには宣告に入れず、延吏をして飲み水を法廷に持ってこさせそれを一気飲みする一幕があった。
- 同期の裁判官でもあったが。
- (2)少年の或る刑事事件では、N裁判官は、法壇から降りてきて、判決文を本人に渡したうえ、「私は寝ずにここまで考え抜いて判断した」と言い聞かせ、再起への強い期待を述べて宣告に入った。
- (3)判決の宣告に際して、一段と声を張り上げ、「被告人を懲役〇年に処する」と告げた後、10秒もの間を置き、今度は声を潜め、「但し、刑の執行を〇年間猶予する」と付け加えるやり方のK裁判官もいた。
- 被告人が受ける感銘力といった点では、裁判官の本気度が伺われ効果もあった。
- (4)ついでながら、裁判官の中には、声が小さうえ、ボソボソと宣告するタイプの人がいる（私の聴力が落ちたとはいわせない）。
- 被告人は、聞こえなかったと問い返せず、適当に分かったと相槌を打って見せ、傍聴人にしても意味が解せず苛立ったりする。
- かつて、物怖じしない元裁判官のK弁護人がいて、声が聞こえないのは裁判公開の原則に反すると裁判官を叱っていたのを見た。

6 今流にいうと、裁判はデジタル調であり、構成要件に該当するか否かを判断し、答えはオンかオフの二項対立で示される。

裁判官は、この判断を通じて、法を語ることになる。

ここで敢えて取り上げるなら、裁判官は宣告した判決が被告人や事件関係者にどう受け止められているか自ら検証した話を、私は、寡聞にして知らない。

「控訴の申立がなければ満足している」といったものではない。

その点、弁護人は、被告人等からいろいろと不平不満を聞かされたりする。

裁判官は現実を知らなすぎる、▷自分の訴えがどう理解されたのか分からない、▷選択の余地があったと非難されても、それが何かを教えてくれない、▷初めから最後まで被告人呼ばわりをされるが、果たして自分のことを生きた固有の人として見てもらっているのか、▷バランス感覚がなく、責任の全部を押し付けて終わりにした感が拭えない等々である。

これらは単なる一端にすぎない。

私は、この種の空白を埋めるためにも、アナログ調の説論があつて然るべきだと考えている。いうまでもなく、裁判の果たす役割を被告人に理解させるのは、弁護人にとって重要な任務と心得ている。

7 刑事弁護はどうあるべきかは、すべての弁護人が自問自答している。

特に、裁判員裁判が始まってからは、情状弁護はその戦略を再構築する必要に迫られている。

そんな中で、これまで、私は、情状弁護を行うに当たって、更生保護活動に従事した経験上、被告人には何かと強い反省を迫ったり生きるうえでの知恵を授けたりすることが多いが、そのことを、敢えて裁く立場の裁判官から論してもらった方がより適切にして効果があると考えたときは、ことさらに、是非とも説論をと仕向けをしている。

しかし、残念ながら、プライドでも許さないのか（?）、これに呼応してくれた機会に恵まれた

ことが一切ない。

役割が違うということかーケースバイケースにはなるが、一定の場面では弁護人と裁判官の協働作業があってもよいのではないかと考えている。

特別コーナー「私たちも情報提供します」

依頼者から学ぶー弁護修習で学んだこと

第79期司法修習生の濱本菜摘です。6月から約2か月間、シティサンライズ法律事務所にて弁護修習をさせていただきました。

この二か月間は、毎日が新しい発見の連続で、教科書や講義だけでは学ぶことのできない弁護士実務の奥深さに触れ、本当に刺激的な日々を過ごしました。法律相談や打ち合わせへの同席をはじめ、様々な事件の検討や起案、さらには数々の課外活動まで、本当に幅広い経験をさせていただきました。

修習を通じて最も心に残ったことは、事務所で大切にされている「依頼者は師であり、事件はテキストになる」という考え方です。

修習前までの私は、「弁護士は法律や判例を駆使して事件を処理する専門家」というイメージを抱いていました。しかし、現場で痛感したのは、その事件を一番よく知っているのは他ならぬ依頼者本人だということです。当事者間の複雑な人間関係、業界ならではの慣習、トラブルに至るまでの泥臭い経緯など、依頼者のお話を伺うことで初めて見えてくることばかりでした。先生が依頼者一人ひとりの言葉にじっくりと耳を傾け、その中から紛争解決のヒントを見つけ出していく姿を間近で拝見し、「依頼者から学ぶ」という姿勢の大切さを身をもって知りました。一つひとつの事件が、自らを成長させてくれる教材であると学ぶことができました。

また、本修習では事件処理にとどまらず、多くの課外活動にも参加させていただきました。他士業連絡会、ロータリークラブ、内外情勢調査会への参加に加え、ラジオ出演の同席や新聞記者の方との交流など、なかなか経験できない貴重な機会ばかりでした。正直なところ、最初は「なぜ弁護士がこのような活動をされているのだろう」と不思議に感じていました。しかし、実際にその場に加わる中で少しずつ理由が見えてきました。弁護士として成長するためには、相談に来てくださる方の法律問題を対応するだけでは足りません。地域社会と信頼関係を築き、多様な分野の専門家や地域で活躍される方々と交流すること、そして、そのような交流を通じて得た知見や価値観が、依頼者に対するより良いリーガルサービスにつながるのだと感じました。

弁護修習を終えた今、「依頼者は師であり、事件はテキストになる」という言葉は、依頼者から学ぶことにとどまらず、「出会うすべての人や出来事から謙虚に学び続ける姿勢そのもの」を指しているのだと感じています。ここで得た学びと感覚を今後の法曹人生の指針の一つとし、目の前の依頼者や事件に対してどこまでも愚直に向き合える法曹を目指してまいります。

最後になりましたが、お忙しい中、ご指導くださった先生方をはじめ、あたたかくサポートしてくださった事務員の皆様、相談や打合せ等でお話を聞かせてくださった依頼者の皆様、そして関わってくださったすべての方々に、心より感謝申し上げます。いただいたご縁と学びを糧にこれからも精進いたします。本当にありがとうございました。



次回案内 岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば…9月30日(水)午後4時5分から